

# 中国意匠制度及びその活用

## 前編 部分意匠制度に対応した最新実務

北京銘碩特許法律事務所 弁理士 金 玉蘭

日本特許情報機構では、2024年7月11日に Japio知的財産セミナー「部分意匠制度に対応した中国意匠出願の最新実務と審判決の事例紹介」を開催しました。本誌では講義の内容に沿って中国の意匠制度について解説していただきます。紙面の都合上、今号と次号144号に分けて掲載いたします。 (編集担当)

### 目次

- I. 中国と日本の意匠制度の違い
- II. 中国部分意匠出願  
(以下は144号に掲載)
- III. 外国・国内優先権
- IV. ハーグ出願
- V. 無効審判及び侵害事例

### 1. 審査制度の違い

#### 1) 初歩審査

日本は意匠出願に対して実体審査制度を採用しているが、中国は「初歩審査制度」を採用している。この初歩審査制度は無審査ではなく、またその審査内容は規定の改正のたびに、徐々に厳しくなっている。[図1]

中国専利法実施細則の改正により、2001年7月1日以降、国家法律・社会公德に違反する又は公共の利益を妨害する意匠、単一性違反の意匠、補正が範囲を超える意匠、先願主義や重複授権の問題\*1がある意匠、分割出願が原出願の範囲を超える意匠は登録できないこととなった。

### I. 中国と日本の意匠制度の違い

中国と日本の意匠制度は、細かい部分まで言えば非常に多くの違いがあるが、ここでは部分意匠制度や国内優先権・複数デザインの一出願などの内容を説明するために、大まかな審査制度の違い、相似意匠及び遅延審査制度について紹介する。

#### ●図1 初歩審査制度

2001.7月～

- ・ 国家法律・社会公德に違反又は公共の利益を妨害する
- ・ 単一性の問題
- ・ 補正が範囲を超える
- ・ 「意匠」の定義に合致しない
- ・ 先願主義に違反する
- ・ 重複授権の問題
- ・ 分割出願が原出願の範囲を超える

2010.2月～

- ・ 新規性（実質的な欠陥が明らかな場合のみ）
- ・ 保護しようとする意匠の明瞭性
- ・ 主に標識の役割を果たす平面印刷物の意匠を保護対象としない

2024.1.20～

- ・ 創作容易性（実質的な欠陥が明らかな場合のみ）
- ・ 信義則違反

中国意匠出願に対する初歩審査は厳しくなり、実体審査に近づいている